

## 宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁・柱、天井等に使用されたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、民間建築物に係るアスベストの含有調査及び除去等を行う者に対し、予算の範囲内でその費用の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものをいう。

#### (2) 民間建築物

国、地方公共団体その他の公共団体、又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の別表に掲げる建築物をいう。

#### (3) 対象建築物

一 市内に存する民間建築物であって、国、地方公共団体その他の公共団体から、この要綱と同様の補助金の交付を受けていないもの。

二 含有調査については、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの

三 除去等工事については、吹付けアスベスト等が施工されているもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

#### (1) アスベスト含有調査事業

建築物の壁、柱、天井等に施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。以下同じ。）による調査に基づき実施するものをいう。

#### (2) アスベスト除去等事業

建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた吹付けアスベスト等について行う除去、封じ込め、囲い込み、又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除却を行う工事で、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条の事業を行う対象建築物の所有者又は管理者とし、市税の滞納をしていない者に限る。ただし、特段の事由により所有者又は管理者が実施できない場合で、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に掲げる補助対象事業に要する経費（消費税を除いた額）とし、補助金の額は次に定めるとおりとする。

(1) アスベスト含有調査事業

調査に要する費用の10分の10以内かつ1棟あたり25万円を限度とする。

(2) アスベスト除去等事業

除去等に要する費用の3分の2以内かつ1棟あたり200万円を限度とする。

2 前項の規定により計算された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 申請者は、補助対象事業に着手する前に宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）

(2) 調査費（又は工事費）見積書の写し

(3) 附近見取図

(4) 建物平面図（対象箇所を明示したもの）

(5) 写真（調査又は除去等工事の箇所）

(6) 工程表

(7) 調査機関が発行した分析調査結果報告書（工事に限る）

(8) 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書、納税証明書等）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額の変更が生じる事業の内容を変更しようとするときは、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に当初交付申請書に添付した書類のうち変更が生じた書類、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、補助金の交付額の変更をし、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、第6条第2項による補助金交付決定通知書受領後に行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助対象事業中止（廃止）届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告等)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過

した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日（当該日が土日祝日の場合は、その直前の平日）のいずれか早い日までに、宇部市民間建築物アスベスト対策事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 写真（調査又は除去等工事の内容が確認できるもの）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 調査機関が発行した分析調査結果報告書（調査に限る）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の額を確定するため、必要に応じて補助対象者、調査機関、施工業者、その他の関係者に報告を求め、または実地調査を行うことができる。

#### （補助金の交付等）

第11条 補助対象者は、補助金確定の通知を受けたときは、速やかに宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

#### （交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- (3) 第9条に基づく届出書の提出があったとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定による取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、宇部市民間建築物アスベスト対策事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

#### （書類の保管）

第13条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項第2号関係）

第2条第1項第2号に掲げる民間建築物は次の各項に掲げる建築物とする。

- 1 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの。ただし、木造の建築物を除く。
- 2 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する次の各号に掲げる用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ面積が300㎡以上のもの。ただし、木造の建築物を除く。
  - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
  - (2) 旅館、ホテル
  - (3) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、公衆浴場、遊技場、待合、料理店、飲食店